〇令和４管理年度知事管理漁獲可能量について

令和４年３月 25 日公表
令和４年５月２日一部変更
令和４年５月 24 日一部変更
令和４年５月 27 日一部変更

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第５項の規定に基づき、令和４年３月 25 日公表のくろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、すけとうだら太平洋系群、すけとうだら日本海北部系群、すけとうだらオホーツク海南部、すけとうだら根室海峡及びするめいかに関する令和４管理年度における同条第１に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第５項において準用する同条第４項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和４年５月 27 日

北海道知事　鈴木　直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
第一～第三（略）

第四　すけとうだら日本海北部系群
一　知事管理漁獲可能量
１．法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　3,707 トン
２．法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th colspan="2">知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td colspan="2">北海道漁獲可能量</td><td>３，７０７トン</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道すけとうだら日本海漁業</td><td>３，０７７トン</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道すけとうだら日本海その他漁業</td><td>現行水準</td></tr>
</table>
第五～第七（略）
</td><td>
第一～第三（略）

第四　すけとうだら日本海北部系群
一　知事管理漁獲可能量
１．法第 15 条第１項第２号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量　3,400 トン
２．法第 16 条第１項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。
<table>
<tr><th colspan="2">知事管理区分</th><th>知事管理漁獲可能量</th></tr>
<tr><td colspan="2">北海道漁獲可能量</td><td>３，４００トン</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道すけとうだら日本海漁業</td><td>２，７７０トン</td></tr>
<tr><td></td><td>北海道すけとうだら日本海その他漁業</td><td>現行水準</td></tr>
</table>
第五～第七（略）
</td></tr>
</table>